

## 宇部市学校給食用物資納入業者登録申請要領

この要領は、市内の児童・生徒に安心安全な学校給食を提供するに当たり、学校給食用物資（以下「物資」という。）の品質や安定的な供給を確保する必要があるため、宇部市内の調理場に物資を納入する業者の登録申請について、必要となる事項を定めるものです。

学校給食用物資納入を希望される方は、次の要領により書類を提出してください。

### 1 申請書類の提出方法

申請書類は持参又は郵送により受け付けます。

### 2 申請書類の提出先及び問合せ先

宇部市教育委員会事務局 学校給食課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8561

### 3 申請書類の提出部数

1部

### 4 登録申請要件

- (1) 学校給食の意義及び役割を理解し、食品に関する法律及び諸規定を遵守していること。
- (2) 学校給食の安全性に対する市民の信頼を損なうような行為を行っていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 経営状況が健全であると認められる者。
- (5) 納税義務が履行されていること。
- (6) 品質管理が十分に行われ、生産から納入までの食品の安全と衛生管理が徹底しているとともに、従業員の健康観察記録及び定期的な検便検査を実施し、その結果が提出できること。
- (7) 原材料及び加工食品について、微生物検査及び理化学検査を定期的実施し、その結果が提出できること。
- (8) 食品衛生監視票の採点が、各項目概ね8割以上であること。
- (9) 営業又は業務に関して、許認可が必要とされる場合において、これらを受けている者。また、届出が必要とされる場合において、これらを届出ていること。
- (10) 台風・地震等の災害発生及び感染症発生により、急遽給食中止となった場合は、返品が可能なこと。
- (11) 規格書に定める品質等の食材を調達できる能力があること。
- (12) 仕入れ及び製造加工能力が十分にあり、指定した期日・時刻・場所に納入できる配送能力を有していること。
- (13) 納入物資に不良品があったときは、誠実かつ迅速に対応し、無償で交換できること。

- (14) 万一、納入物資に異物混入等の異常を生じさせたときは、原因究明を行うとともに再発防止等について、誠実に取り組むこと。
- (15) 書類の提出を求められたとき、及び立入調査等を実施するときは、誠実に応じること。また、調査の結果、管理状況等が不適當であると判断されたときは、改善すること。

## 5 申請書類一覧表

番号	申請書類	法人	個人	提出要領
1	宇部市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）	○	○	「7 申請書類の記載方法」（1）参照
2	登記事項証明書（会社・法人）	○	—	〈写し可〉
3	個人事業主用誓約書（様式第2号）	—	○	
4	財務諸表	○	○	直前1年間の決算書類 ・法人の場合は決算報告書の写し ・個人の場合で青色申告者は、青色申告決算書及び貸借対照表の写し。その他の者については、収支内訳書の写し
5	暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）	○	○	「7 申請書類の記載方法」（2）参照
6	委任状（様式第4号）	△	—	「7 申請書類の記載方法」（3）参照
7	宇部市税の滞納のないことの証明書	△	△	全ての税目に未納がないことを証する証明書〈写し可〉（市内に営業所等がなく、市税の納税義務がない者については添付する必要はありません。） 「7 申請書類の記載方法」（4）参照
8	国税「未納の税額のないことの証明」 法人『その3の3』 個人『その3の2』	○	○	①法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税 ②個人の場合は申告所得税並びに消費税及び地方消費税 〈写し可〉 （消費税及び地方消費税については、免税事業者であれば、当該証明書は添付する必要はありません。） 「7 申請書類の記載方法」（5）参照
9	営業（業務）に必要な許可書等の写し	△	△	許認可等を必要とする業種を営む場合
10	食品衛生監視票の写し	○	○	食品の製造業者 給食食材を取り扱うすべての施設が必要（食品衛生法に基づく許可、届出が不要な場合を除く）
11	誓約書（様式第5号）	○	○	
12	その他市長が必要と認める書類	△	△	
<p>注1 ○印は必ず提出しなければならない書類です。△印は該当する方のみ提出してください。</p> <p>2 申請書類は、番号の順に綴じて提出してください。各1部です。</p> <p>3 〈写し可〉とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。</p> <p>4 証明書類（9を除く。）は、申請書提出日の直前3か月以内のものです。</p>				

## 6 申請書類の記載方法

### (1) 「宇部市学校給食用物資納入業者登録申請書」(様式第1号)

ア 申請者は本社(本店)の代表者です。

イ 希望する品目

見積における業者選定に使用しますので、十分検討し記入してください。

### (2) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

宇部市暴力団排除条例(平成23年条例第19号)に係る取組として提出を求めるものです。

### (3) 委任状(様式第4号)

市と取引する際に、あらかじめ代表者が支店長、営業所長等に特定事項(契約締結等委任事項)について委任する場合は提出してください。なお、委任状により代理権を与えた場合は、市との契約は、全て当該代理権者が締結することとなります(金額、契約内容、業務等による委任先の変更はできません。)

### (4) 宇部市税の滞納のないことの証明書

パソコン又は携帯電話から納税証明書の交付予約をすることができます。詳しくは宇部市ホームページをご覧ください。

「所得課税証明書」、「所得証明書」及び「課税証明書」をもって「市税の滞納の無いことの証明書」に代えることはできませんのでご注意ください。

### (5) 国税「未納の税額のないことの証明」

税務署あての納税証明書の交付請求は、県の電子入札で使用する電子証明書を利用して e-Tax(国税電子申告・納税システム(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>))による交付請求が可能です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

## 7 登録の決定

申請書類の内容審査後、宇部市学校給食用物資納入業者として登録された場合は、「宇部市学校給食用物資納入業者登録通知書」(様式第6号)により申請者(委任のある場合は、委任先)に通知します。学校給食用物資納入業者として認められなかった者については、「宇部市学校給食用物資納入業者登録不決定通知書」(様式第7号)により通知します。

## 8 登録期間

(1) 登録期間は、2年間とします。

(2) 登録期間の途中に登録を受けた者の登録期間は、登録期間の残期間とします。

## 9 留意事項

### (1) 審査事項等の変更の届出

ア 登録期間中に申請事項に変更等が生じたときは、「宇部市学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止等届」(様式第8号)を、変更事項等を証する書類を添えて学校給食課に速やかに提出してください。

イ 登録期間中に営業又は業務に関する許認可を更新したときは、その許可書等の写しを提出してください。

(2) 登録について

本登録は、宇部市の学校給食用物資を納入する資格を得るための行為であり、登録することによって、給食物資の発注を確約するものではありません。